

与謝野町学童保育所管理運営業務

公募型プロポーザル 募集要領

令和 7 年 1 月

与謝野町教育委員会事務局 社会教育課

与謝野町学童保育所管理運営業務
公募型プロポーザル 募集要領

1. 募集の内容

与謝野町（以下「本町」という。）では、本町における学童保育所の運営について、利用する児童及び保護者の視点に立った良質なサービスの提供及び業務遂行能力を有する事業者を選定するため、本町における学童保育所を運営する者（以下「業務実施者」という。）を募集します。

2. 募集の目的

本町における学童保育の利用を希望される方は年々増加傾向にある一方、運営に不可欠な支援員等の確保は年々困難になっています。利用希望者の期待に可能な限り応える学童保育所の管理運営を行うため、本業務を行う業務実施者を募集します。

3. 業務の概要

（1）業務名

与謝野町学童保育所管理運営業務

（2）業務内容

別紙、与謝野町学童保育所管理運営業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）のとおり

（3）契約期間等

契約期間は契約締結日から令和9年3月31日までとする。

なお、契約締結の日から令和8年3月31日までの期間は業務実施準備期間とし、当該準備期間に関する経費は受託者負担とする。

（4）委託上限額：総額：72,200千円以内とする。

なお、応募段階で上記の上限額を超える提案については、失格とする。

本業務は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

4. 応募者の資格

プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

（1）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の運営に関する業務を受託し、履行した実績がある者。

（2）国・地方自治体から指名保留又は指名停止措置を受けていないこと。

（3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

（4）役員に、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者がいないこと。

（ア）破産者で復権を得ない者

（イ）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

（5）次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する者でないこと。

- (ア) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続き開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (6) 国税及び地方税等の滞納が無いこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びこれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しないこと。
- (9) 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していないこと。
- (10) 京都府青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年1月9日）第21条の規定に該当する者

5. 全体スケジュール

実施内容	期日
プロポーザルの公告	令和7年12月19日（金）
プロポーザルに関する質問期間	令和7年12月19日（金）から 令和7年12月26日（金）17時まで
プロポーザル参加申込書受付期間	令和8年1月5日（月）8時30分から 令和8年1月15日（木）17時まで
第1次審査	令和8年1月16日（金）
企画提案書及び見積書受付期間 (第1次審査通過者のみ)	令和8年1月19日（月）8時30分から 令和8年1月23日（金）17時まで
第2次審査	令和8年1月下旬
選定結果の通知、公表	令和8年2月上旬
契約締結	令和8年2月中旬
業務開始	契約日

6. プロポーザル公告

日 時：令和7年12月19日（金）
方 法：本町ホームページへの掲載及び町役場掲示板への掲示による。

7. 質問及び回答

企画提案書作成に関する質問は、電子メールにより担当課へ募集要領等に関する質問書（様式1）を送付すること。（必ず電話で送付確認を行うこと。）

質問期間：令和7年12月19日（金）から令和7年12月26日（金）17時まで

回 答：質問に対する回答は、質問者名を伏せ、令和8年1月7日（水）までに本町ホームページで公表する。

電子メール送信先：shakaikyoiku@town.yosano.lg.jp

8. 現地見学会

使用する施設及び設備等の確認を目的に、希望者を対象として現地見学会を実施する。なお、現地見学会当日の質問は、原則として受け付けない。

（1）実施日時：令和7年12月24日（水）～26日（金）のうち9時～正午の時間帯で調整

（2）申込期限：令和7年12月23日（火）正午必着

（3）申込方法：現地見学会申込書（様式2）を電子メールにより担当課へ提出すること。

9. 公募型プロポーザル参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加申込書（様式3）に別に定める必要書類を添えて提出すること。書類が不足した場合及び提出期限までに提出がない場合は本プロポーザルへの参加ができないものとする。

（1）提出期間

令和8年1月5日（月）8時30分から1月15日（木）17時（必着）
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

（2）提出場所 与謝野町教育委員会事務局 社会教育課

（3）提出方法 担当課への持参（平日8時30分～17時まで）又は郵送（一般書留、簡易書留又はレターパックプラス等の到着確認ができる方法による）。

（4）提出書類

① 参加申込書（様式3）

② 団体概要書（様式4）

③ 登記簿謄本（登記事項証明書）

法人以外の団体の場合は、代表者の身分証明書

④ 定款

法人以外の団体の場合は、団体の設立を定めた規約その他類するもの。

⑤ 役員名簿

⑥ 貸借対照表等

・株式会社の場合は、過去3ヵ年分の貸借対照表、損益計算書及び付属

書類（法人税申告書「別表一」「別表四」「別表五（一）」「別表五（二）」、販売費及び一般管理費の明細、その他人件費が含まれる費用があればその明細）

- ・公益法人等の場合は、過去3カ年分の貸借対照表、収支決算書及び財産目録
- ・その他の団体の場合は、申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書、過去2カ年の収支計算書及び財産目録並びに代表者の主な経歴

（※指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された団体は、設立時のもの）

- ⑦ 誓約書（様式5）
- ⑧ 納付すべき税の納税証明書
 - ・国税に関する納税証明書その3の3（発行日が提出日前1カ月以内のものに限る）
 - ・町税等納税証明書（様式6）※納税義務の無い事業者は提出不要（いずれも発行日が提出日前1カ月以内の原本に限る。）
- ⑨ 企画提案書（様式7）
- ⑩ 見積書（任意様式）

（5）提出部数：各1部

10. 参加辞退届の提出

公募型プロポーザル参加申込書を提出したのちに辞退をする場合は、参加辞退届（様式8）を提出すること。

11. 企画提案書及び見積書の提出

（1）提出書類

- ①企画提案書（様式7）
 - ア A4版（縦型・横書き）で、片面印刷（A3版不可、カラー印刷）、40ページ以内（表紙や目次を含む）
 - イ 企画提案書の内容の様式は任意とするが、別紙1「評価基準」で示す「評価項目」及び「評価内容」の内容であることがわかるように示すこと。
 - ウ 企画提案書は「評価項目」の順で作成すること。
- ②見積書（様式任意）
 - ア 提出様式は自由とするがA4版とし、下記事項に留意すること。
 - イ 総額は1年間の金額を記載すること。
 - イ 見積金額の内訳（人件費、管理費等）を記載した明細書を添付すること。（業務量が判断できるよう、可能な限り一式表示とせず、単価や数量等を用いて積算すること。）

（2）企画提案書及び見積書の提出期間は次のとおりとする。

提出期間：令和8年1月19日（月）8時30分から

令和8年1月23日（金）17時まで

提出場所：与謝野町教育委員会事務局 社会教育課

提出方法：担当課への持参（平日 8 時 30 分～17 時まで）又は郵送（一般書留、簡易書留又はレターパックプラス等の到着確認ができる方法による）。

提出部数：正 1 部、副 6 部

その他の提出する提案は、1 者につき 1 案とする。

12. 審査及び選定方法

本業務に係る企画提案書等の審査、評価及び業務受託候補者選定は、与謝野町学童保育所管理運営業務業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において以下の要領で行う。

（1）第 1 次審査（書類審査）

日 時：令和 8 年 1 月 16 日（金）

- ①社会教育課により、11（1）で示した提出書類の審査を実施する。
- ②第 1 次審査通過者には第 2 次審査（プレゼンテーション）を実施する。

（2）第 2 次審査（プレゼンテーション）

日 時：令和 8 年 1 月下旬

- ①第 2 次審査の実施場所及び実施時間は、第 1 次審査の結果通知と併せて通知する。
- ②第 2 次審査はプレゼンテーションとし、その時間は各参加者 50 分（説明 20 分、質疑応答 30 分）とする。
- ③参加人数は 3 名以内とし、企画提案書に基づく補足説明用のスライド投影は認める。（モニター、HDMI ケーブルは本町で用意する。）

13. 企画提案書等の取扱い

- （1）提出書類の提出後において、記載された内容変更及び再提出は認めない。
- （2）提出書類の作成及び提出に要する経費は、提出者の負担とする。
- （3）提出書類は、審査の必要上複製を作成し使用することがある。提出書類は返却しない。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用する他は業者選定以外には使用しないものとし、本町の文書規定等に従い責任を持って管理・破棄を行う。
- （4）提出書類は「与謝野町情報公開条例（平成 18 年与謝野町条例第 11 号）」（以下「条例」という。）の規定に基づき公開する場合がある。提出書類の内容については、公開請求があった際に条例の規定に基づき公開することを前提とするので、提出書類の内容で企業秘密のために非公開を希望する部分については、脚注等でその部分を特定したうえ明記すること。
- （5）前号の規定により公表する場合は、提出書類の写しを作成し使用することができるものとする。

14. 無効提案

（1）無効提案

次に該当する提案は無効とする。

- ①「4. 応募者の資格」に記載した条件を満たさなくなった場合
- ②提出書類を提出期限後に提出した場合

- ③必要な書類が揃っていない場合
- ④提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤見積書が委託上限額を超える場合
- ⑥談合その他不正行為があった場合
- ⑦「参加申込書を提出した日」から「選定委員会において選考が終了するまで」の間に本町に対し不正な接触をした場合

15. 提案評価に関する事項

企画提案書の評価は、選定委員会において審査を行う。

なお、選定委員会では、評価項目等に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等の評価、採点を行う。

16. 選定に関する事項

(1) 最優秀提案者の選定

プレゼンテーションの審査は、別紙1「評価基準」に基づき選定委員会委員が行い、基準点（価格点を除く総評価点の6割）以上で、総評価点が最も高い者を最優秀提案者として選定する。総評価点が最も高い者が複数ある場合は、選定委員会委員による合議により最優秀提案者を選定する。

(2) 提案者が1者のみの場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても(1)のとおり評価は実施し、基準点（価格点を除く総評価点の6割）を満たすときは当該応募者を最優秀提案者として選定する。

(3) 基準点に満たない場合等の取り扱い

第1次審査通過者がない場合、第2次審査において評価点の合計が基準点を満たす者がない場合又は提案者がない場合には、再度公募を実施する場合がある。

17. 審査の結果通知及び公表

選定結果は、選定後速やかに参加者全員に選定又は非選定の別を通知するとともに、受託候補者等を与謝野町ホームページ上で公表する。

18. 契約の手続

- (1) 決定した最優秀提案者と委託内容等に関する協議を行い、合意に達した場合には、随意契約の手続きを行う。
- (2) 最優秀提案者との契約が成立しない場合は、次に評価点の高い順位の提案者と交渉を行うことがある。

19. 辞退者の取扱い

本プロポーザルを辞退した者に対して、その辞退を理由として不利益な取り扱いは行わないものとする。

20. 問合わせ先及び提出先（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

担当課：与謝野町教育委員会事務局 社会教育課

住 所：〒629-2498

京都府与謝郡与謝野町字加悦 433 番地 1

電 話：(0772) 43-9026 社会教育課直通

F A X：(0772) 42-0528

E-mail：shakaikyoiku@town.yosano.lg.jp